

# 介護福祉士修学資金貸付金に関する手続等について

## 1 修学資金等貸付に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
在学中	修学資金の貸付を受けようとする時	修学資金貸付申請書 養成施設の長の推薦書 住民票（当該年度の発行のもの）	第1号 — —
	貸付する決定を受けた時	誓約書	第2号
	貸与年度における貸与が完了（解除も含む）	借用証書	第4号
	休学（復学）した時	休学（復学）届	第9号
	退学した時	借用証書 返還明細書 退学届	第4号 第6号 第9号
	停学の処分を受けた時	停学処分届	第10号
	退学の処分を受けた時	借用証書 返還明細書 退学処分届	第4号 第6号 第10号
	貸付を受けることを辞退する時	修学資金等辞退届	第11号
	貸付契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	死亡（失そう）した時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第19号
卒業後・就業後（修学資金等の貸付が完了した者）	卒業した時	借用証書 卒業届 卒業証書の写し又は研修を修了したことが確認できる書類	第4号 第13号 —
	介護福祉士に登録した時	登録届 登録証の写し	第14号 —
	介護業務に従事し始めた時	修学資金等返還猶予申請書 業務開始届	第7号 第15号
	卒業年度の介護福祉士国家試験に不受験または不合格で、次年度以降に再受験する時	修学資金等返還猶予申請書 受験票の写し	第7号 —
	卒業後1年以内に介護福祉士の登録を受けなかった、若しくは免除対象となる介護等の業務（以下「免除対象業務」）に従事しなかった時	返還明細書	第6号
	社会福祉士指定養成施設において就学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	引き続き5年（例外3年）以上免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時（※1）	修学資金等返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第5号 参考様式

区分	事項	提出書類	様式
卒業後・就業後	上記以外で、修学資金の貸付を受けた期間（少なくとも2年間）以上に免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時※実務者研修貸付及び再就職準備金貸付は1年以上免除対象業務に従事した場合	修学資金等返還債務免除申請書 返還明細書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第5号 第6号 第17号 参考様式
	修学資金の返還債務の免除を受ける前に介護等の業務に従事しなくなった時	返還明細書 業務廃止届	第6号 第17号
	返還債務の免除を申請せず、返還を希望する時	返還明細書	第6号
	免除対象業務の施設を変更した時	業務従事施設等変更届 以前の勤務先の「業務従事期間証明書」 業務廃止届	第16号 参考様式 第17号
	毎年度終了後、別に定める日までに	業務従事届	第18号
その他	死亡・失そうした時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第19号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名変更届	第8号
	連帯保証人を変更した時	連帯保証人変更届 連帯保証人の印鑑証明書	第3号 —
	連帯保証人の住所または氏名に変更がある時	連帯保証人住所・氏名変更届 それを証明する書類	第12号 —

（※1）詳しくは「2 注意事項（3）免除について」を参照

## 2 注意事項

### （1）決定番号について

県では修学生を決定番号により管理しているので、修学資金の貸付決定時に付与する決定番号は、修学資金に関するすべての手続きが完了するまで（免除または返還の終了まで）、忘れないようにしてください。（他の奨学金の決定番号、卒業生番号、介護福祉士の登録番号などと間違えないこと）。

### （2）返還の猶予期間中の転職について

養成施設を卒業後、免除対象業務（貸与規則第2条第2項に掲げる「介護等の業務」：4ページ参照）に就業する方は、返還の猶予の申請をしてください。

また、他の施設に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、原則として前の施設の退職月の翌月までに就業する必要があります。

（例）平成30年8月15日付けで退職した場合には、平成30年9月30日までに業務に従事していることが必要です。

転職先が免除対象業務になるか分からない場合、業務を変更又は退職される場合は県介護保険課まで連絡してください。

### (3) 免除について

修学資金の貸付が完了し、下記の3つの条件を満たすと、返還の免除を受けることができます。

①卒業後1年以内に介護福祉士として登録

②同じく、1年以内に静岡県内において、「介護等の業務」（3の返還免除対象となる業務（「介護等の業務」）一覧を参照）に従事

③引き続いて7年又は5年（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年、実務者研修受講資金貸付は2年※）就業

また、貸与を受けた期間以上かつ2年間以上引き続いて「介護等の業務」に従事した者は、一部免除を受けられる可能性があります。

（※詳細は貸与規則第10条台1項第1号を参照してください。）

〈一部免除の計算式〉

$$\text{免除額} = \text{貸付額} \times \left( \text{就業した月数} / \left( \text{貸与月数} \times 5 / 2 \right) \right)$$

※ 「貸与月数」が24月未満の場合は24月とする。また、免除期間が5年又は3年に該当する者は、「7」を、それぞれ「5」又は「3」に置き換える。

※ 月数による計算とし、業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入する。

（例）2年間貸付を受けた後、養成施設を卒業して、同月（3月）31日から介護等の業務に従事し、介護福祉士に翌月の4月1日に登録されて、引き続き4年勤務した場合（産休、育児休業・介護休暇期間等を除く）。

$$\begin{aligned} \text{免除額} &= (50,000 \text{円} \times 24 \text{月} + 400,000) \times (48 \text{月} / (24 \times 5 / 2)) \\ &= 1,600,000 \text{円} \times 0.8 \\ &= 1,280,000 \text{円} \quad (\text{返還額} \quad 320,000 \text{円}) \end{aligned}$$

※就業期間は「介護福祉士として就業した期間」なので、この場合の就業期間の起算日は、業務開始日ではなく介護福祉士登録日の4月1日となります。

### (4) 就業後の返還の猶予について

就業してから産休、育児休業・介護休暇（職場の規程による）を取る場合は返還猶予の対象となる可能性がありますので、必ず事前に県介護保険まで連絡してください。産休、育児休業・介護休暇を取らず退職する場合には、返還の対象となる可能性があるため、事前に必ず連絡してください。

### 3 返還免除対象となる主な業務（「介護の業務」）一覧

施設・事業所の根拠	対象となる業務
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの保育士の業務</li> </ul>
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設の介護職員の業務</li> </ul>
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム特別養護老人ホームの介護職員の業務</li> <li>・ 軽費老人ホーム及び有料老人ホームであって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもののうち、その主たる業務が介護等の業務である者の業務</li> </ul>
介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び指定夜間対応型訪問介護の訪問介護員等、同法に基づく指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の介護職員並びに同法に基づく指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護従業者の業務</li> <li>・ 介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもののうち、その主たる業務が介護等の業務である者の業務</li> </ul>
介護保険法に規定する介護老人保健施設及び健康保険法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設の介護職員の業務</li> </ul>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設並びに同法に規定する障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（重度障害者等包括支援において提供されるものを含む。）を行う事業所並びに療養介護を行う事業所の介護職員の業務</li> </ul>
その他、「介護等の業務」に準ずるものとして静岡県知事が認めるもの	

※ 不明な点等ある場合は、県介護保険課(電話 054-221-2084)までお問い合わせください。